

◎新潟県告示第627号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年4月24日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成24年4月5日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市南押上3丁目307番1、308番8、306番1の内、307番1先道路、319番5先水路	4.00	41.84
320番の内、320番先水路、306番1の内、307番1先道路	転回広場	60.27 平方メートル